

ひとりじゃないよ

あなたの望まない性的な行為は、すべて性暴力です。ひとりひとりの状況に応じて、あなたが安心できる方法を一緒に考えてくれる人たちがいます。ひとりで悩まないで相談してください。

内閣府
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
#8891

警察庁
性犯罪被害相談電話
#8103 (24時間対応)



奈良県性暴力被害者サポートセンター
NARA ハート 0742-81-3118
毎週火曜日～土曜日 9:00～17:00

特定非営利活動法人アットリンク奈良
0742-93-7435
月・水・木 10:00～17:00 / 火・金 17:00～22:00

奈良県警察本部捜査第一課
「性犯罪被害相談110番」
0120-312-110 (24時間対応)

公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター
性暴力被害専用(SARASA) 090-1075-6312
毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00

内閣府
男性のための性暴力被害ホットライン
0120-213-533
毎週土曜日 19:00～21:00

内閣府
男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン
0120-210-109
毎週金曜日・土曜日 16:00～21:00



内閣府
Cure time (キュアタイム) SNS 相談
毎日 17:00～21:00



<編集後記>

少しずつですが女性やマイノリティの権利が守られるようになってきました。今回紹介した性犯罪、性暴力の刑法改正、DV防止法の改定、昨年には成人年齢変更に伴い AV 出演被害防止・救済法が成立しました。声を上げていくことで、少しずつ社会が変化してきていますが、まだまだ十分ではありません。これからも声を上げ続けることが大切だと感じています。(高林)

ゆめおーく 女性相談

面接相談・予約問合せ 電話番号
TEL 0744-47-3090
■第1土曜日 10:30～13:30
■第2・3・4水曜日 9:00～12:00
(一人50分)

電話相談専用 電話番号
TEL 0744-29-5153
■第1～4水曜日 13:00～16:00
(第5水曜日は休み)

橿原市男女共同参画広場 ゆめおーく 〒634-0804 奈良県橿原市内膳町1-6-8 かしはらナビプラザ4階
Tel 0744-47-3090 開館時間 9:00～17:00 休館日 日曜日・祝日・第2、第4、第5土曜日・年末年始

ゆめおーくだより

かしはらナビプラザ4階 男女共同参画広場

2023
(令和5年)
11月(No.34)

性犯罪 NO 刑法改正

2023年7月から性犯罪に関する刑法が改正されました。

2017年に110年ぶりに改正されてからも、「性被害の実態に合っていない」という性被害者の声を受け、「性的同意」の重要性が盛り込まれました。

性犯罪・性暴力は、人としての尊厳や人権を傷つける重大な犯罪です。

誰も被害者にも加害者にもならないために、性犯罪・性暴力について考えてみませんか。

11月12日～25日

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

配偶者からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアルハラスメント等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決してゆるされない行為です。

橿原市では第3次橿原市男女共同参画行動計画「自分らしく輝く かしはらプラン」に基づき、市民すべての人の人権が尊重され、個性と能力が輝く社会を次世代につないでいくため、男女共同参画広場ゆめおーくを中心にさまざまな事業を展開しています。



<性犯罪の刑法改正>

「性被害の実態にあっていない」「加害者が適切に処罰されていない」という被害者の声を受け、『同意のない性行為は処罰される』法律に大幅に改正されました。

その改正ポイントは？

「同意のない性行為は犯罪になり得る」が明確に！

強制性交等罪・準強制性交罪

不同意性交等罪

「同意がない性行為は犯罪！」ということで、名称も変更になったよ！

改正前は被害者の「不同意」が認められても、「激しく抵抗しなかった」「合意があったと加害者が勘違いしていた」などの理由で、加害者が無罪になるケースがあったんだ。

「同意がない」とみなす8項目が明確化

1. 暴行や脅迫
2. 精神的、身体的な障害を生じさせること
3. アルコールや薬物を摂取させること
4. 拒絶するいとまを与えないこと
5. 眠っているなど、意識がはっきりしていない状態であること
6. 恐怖・驚がくさせること（ショックでフリーズ状態になる場合を想定）
7. 虐待による心理的反応があること（長年にわたる性的虐待を受けてきた場合などを想定）
8. 経済的、社会的関係の地位に基づく影響力で受ける不利益を憂慮していること

こうした行為によって「被害者が同意しない意思を表すことが難しい状態」にさせた場合は罪に問われることになります。

今までは被害者側が加害者が無理やり性交を行った（暴力や脅迫があった）と証明することが必要でしたが、この改定では「同意」がない性行為は犯罪という被害者目線になりました。

公訴時効の延長

不同意性交罪 10年→15年へ
不同意わいせつ罪 7年→12年へ

被害にあってからすぐに訴え出るのは難しいという性被害の特徴を踏まえて、時効が5年延長。また、18歳未満の子どもは被害を認識できるまでにより時間がかかることなどから、18歳になるまでは事実上、時効が適用されないことも盛り込まれたんだ。

性的同意年齢（性行為への同意を判断できるとみなす年齢）

「13歳以上」→「16歳以上」へ引き上げ
*被害者が13～15歳の場合、処罰の対象は「5歳以上」年上の相手

撮影罪の新設

わいせつな画像を撮影したり、第三者に提供したりする行為などを取り締まる。

性的目的で子どもを手なづけコントロールする罪の新設

16歳未満の子どもに対し、わいせつ目的で
▽だましたり、誘惑したり、お金を渡す約束などをして会うことを要求したり、実際に会った場合。
▽わいせつな画像を撮らせ SNS やメールで送るよう求めた場合も罪に問えるようになります。

最近、大手芸能事務所の性加害が大きな問題になってる。加害者はこのグルーミングにたけていたと言われてるね。

「性的同意」を取るって、どういうこと？チェック☑してみてください！

- キスをしたら、性行為をしてもいい
- 相手がイヤと言っている、「イヤよ、イヤよ、も好きのうち」なので、性行為をしていい
- 相手がイヤと言っていなかったら、性行為もOKのサインである
- 酔った勢いで、性行為に及ぶのはしかたがない
- 互いに成人していれば、性行為をしてもいいというサインだ
- 家に泊まるのは、性行為をしていいというサインだ
- 付き合っていれば、性行為をするのは当たり前だ
- 同じ相手に、毎回、性行為の同意を取る必要はない

条文には「婚姻関係の有無にかかわらず」という文言が明記されているので、夫婦間でも必要だよ。

参考資料：京都市男女共同参画推進協会発行「ジェンダーハンドブック」

一つでも当てはまれば、性的同意は取れていないということです！

<被害者が受けるさまざまな影響>

性暴力被害は、被害者にさまざまな影響を与えます。ここにあげたのは、その一部です。

心への影響

- ・恐怖、不安、自責の念、怒りなどの様々な感情
- ・感覚や気持ちのまひ
- ・気分の落ち込み など

性や妊娠・出産に関わる健康への影響

- ・望まない妊娠
- ・性感染症
- ・性機能障害 など

社会生活や対人関係への影響

- ・仕事や学校に行けない
- ・外出したり、活動ができない
- ・人に会うのが怖い、会いたくない
- ・人間関係が悪くなる など

からだへの影響

- ・被害による負傷
- ・不眠、悪夢
- ・めまいや吐き気、痛みなどの様々な身体の不調

参考資料：「一人じゃないよ あなたのこれからのための支援情報ハンドブック」
(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 成人精神保健研究部発行

性犯罪・性暴力は、被害者の心身に甚大な影響を与えることから「魂の殺人」と言われています。

性暴力は被害者の尊厳や自尊心を傷つけ、無力感や屈辱感をもたらし、その後の生活に様々な影響を与えます。心身ともにショックを受け、正しい判断や行動を起こせなくなることがあり、回復までに相当な時間を有することがあります。

もし、あなたの身近な人、大切な人が被害にあったとき、被害者の安全を確保し、一人にしないで「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください。被害者が話したことをそのまま信じて受け止めてください。そして、相談機関に繋げてほしいと思います。(相談機関は裏面へ)